


10月から地域包括支援センターの担当区域が変わります

地域包括支援センターが、第7期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(計画期間：平成30年度から令和2年度まで)に基づき、10月から1カ所増設し、市内5カ所になります。より身近な高齢者に関わる総合相談窓口として、よりきめ細やかな高齢者支援・地域づくりを行っていきます。

新設
地域包括支援センター
ほんまる

住所：本丸18-3
電話：578-7761
担当地区：忍、行田、星宮、持田の一部(菅谷、一持田北、一持田南、県営持田団地、持田長町、二持田第一、二持田第二、二持田蔵場、三持田大宮口、三持田東部、駒形、西駒形)



機能強化型地域包括支援センター
緑風苑

住所：須加1563 電話：557-3611
担当地区：須加、北河原、長野、佐間の一部(一旭、二旭、向町、緑町)



地域包括支援センター
まきば園


住所：白川戸275
電話：550-1777
担当地区：星河、荒木、南河原





地域包括支援センター
壮幸会

住所：下忍1162-14
電話：552-1123
担当地区：太井、下忍、持田の一部(持田五丁目、持田砂原、菊野台、持田西、三井砂原、三持田西部、前谷、棚田三丁目)



地域包括支援センター
ふあみいゆ

住所：下須戸65-1
電話：558-0088
担当地区：埼玉、太田、佐間の一部(大町、一佐間、三佐間、神明、三間)



Q 地域包括支援センターは行政機関ですか。

A 市が、社会福祉法人や医療法人などに業務を委託し、運営している公的相談機関です。

Q 地域包括支援センターに相談するのに費用はかかりますか。

A 費用はかかりません。

Q 本人や家族でなくても相談はできますか。

A 地域の方からの相談も受け付けています。地域包括支援センター職員には、守秘義務が課せられていますので安心してご相談ください。

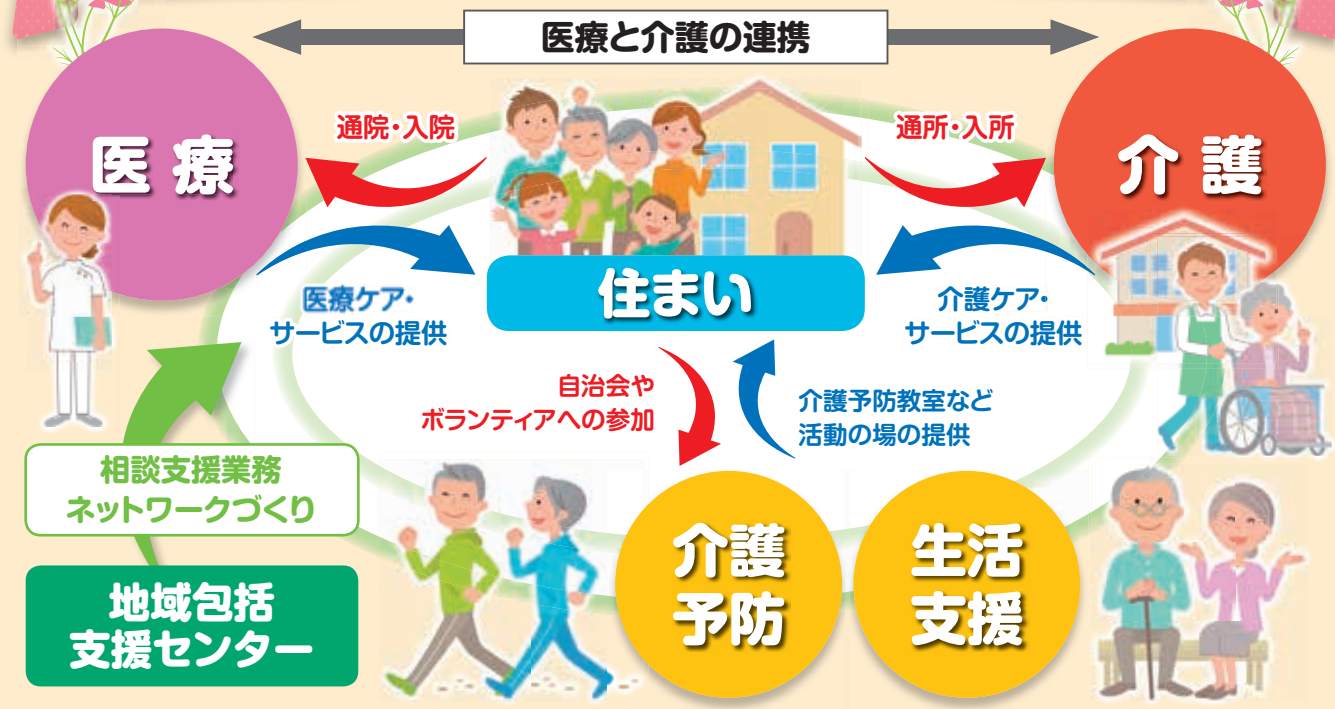
Q 相談は地域包括支援センターに直接行かなければできませんか。

A 電話でも受け付けています。外出が困難な方は、訪問でも相談に応じます。

Q 問い合わせ 高齢者福祉課地域包括ケア担当(内線278)

地域包括支援センターに関するよくある質問

みんなで支え合う わたしのまちの 地域包括ケアシステム



全国的に高齢化が進む中で、本市の全人口に占める65歳以上の割合(高齢化率)は、令和2年8月1日現在31.3パーセントとなり、約3人に1人が高齢者という状況にあります。医療・介護を必要とする方々が増える反面、それを支える世代が減少しており、高齢者の生活をいかに支えていくかが大きな課題となっています。「地域包括ケアシステム」とは、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで続けることができるよう、「医療」・「介護」・「介護予防」・「住まい」・「生活支援」が、一体的に提供することを目指す取り組みのことで。

高齢者とその家族の総合相談窓口 地域包括支援センターの役割

① 総合相談支援業務

高齢者に関する介護・福祉・保健・医療に関することなど、さまざまな相談に応じます。

疑問

悩み

相談事

② 権利擁護業務

成年後見制度などの活用支援、悪質商法の被害防止、高齢者への虐待防止など、高齢者の皆さんの権利を守ります。

一人で悩んでいませんか?

③ 包括的・継続的 ケアマネジメント支援業務

介護保険サービスのプランを作成するケアマネジャーへの支援や助言を行い、高齢者の生活の質の向上を図ります。



社会福祉士 主任ケアマネジャー 保健師等

④ 介護予防 ケアマネジメント業務

要支援の方や事業対象者の方の介護予防プランを作成し、本人に必要な介護サービスを提供します。

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師等が連携しながらチームとなって業務を行っています。「最近、もの忘れが多くなり心配」「今後、お金の管理を頼める人がいない」「近所の高齢者で気になる人がいる」など、高齢者のさまざまな相談に応じます。